

一時所得と雑所得の相違点

前回のトピックスでは、大阪地方裁判所（大阪地裁）の判決をもとに勝馬投票券（馬券）の払戻金は何所得に該当するのかについて解説しましたが、今回のトピックスでは、本判決をもとに一時所得と雑所得の所得金額の計算方法等の違いについて解説したいと思います。

(1) 一時所得の金額及び課税標準の計算方法

一時所得の金額は「その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（50万円（その残額が50万円に満たない場合には、その残額））を控除した金額」とされ（所得税法 34 条 2 項、3 項）、一時所得の金額の 2 分の 1 に相当する金額が所得税の課税標準とされます（所得税法 22 条 2 項 2 号）。

国側は、本件馬券の払戻金が一時的所得に該当すると判断し、「一時所得に係る総収入金額」については当たり馬券の払戻金の合計額とし、「その収入を得るために支出した金額」については外れ馬券の購入金を認めず、当たり馬券の購入金のみ認めて計算し、所得税額を約 5 億 7 千万円とする賦課決定処分等を行っていました。

国側が「その収入を得るために支出した金額」として外れ馬券の購入金を認めなかったのは、その支出金額が、条文上、括弧書でその収入を生じた行為又は原因ごとに直接要した金額に限られているからだと考えます。

(2) 雑所得の金額及び課税標準の計算方法

雑所得の金額は公的年金等の収入がない場合には、「その年中の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額」とされ（所得税法 35 条 2 項）、必要経費は「総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」とされ（所得税法 37 条 1 項）、雑所得の金額が所得税の課税標準とされます（所得税法 22 条 2 項 1 号）。

大阪地裁は、本件馬券の払戻金雑所得に該当すると判断し、「雑所得に係る総収入金額」については当たり馬券の払戻金の合計額とし、「必要経費」については当たり馬券の購入金だけではなく外れ馬券の購入金も認めて計算し、所得税額を約 5,000 万円に減額する認定を行いました。

本判決によると、大阪地裁が「必要経費」として外れ馬券の購入金を認めたのは、本件被告人の購入方法からすれば、外れ馬券を含む全馬券購入金は当たり馬券の払戻金を

得るための投下資本に当たり、外れ馬券の購入金と払戻金との間には費用収益の対応関係があり、「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」に該当するからとのことです。

(3) まとめ

本件を踏まえると、雑所得は一時所得よりも経費が広く認められ、税負担が軽いと考えられます。ただし、一時所得は特別控除額が控除されますし、2分の1に軽減された金額が課税標準となるので、雑所得の方が一時所得よりも税負担が軽いとは一概には言えないと考えられます。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。